

令和 7 年第 3 回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

令和 7 年 9 月 8 日（月曜日）第 1 号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 1 号 令和 7 年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2 号 令和 7 年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3 号 令和 7 年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 4 号 令和 7 年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

○出席委員（12 名）

委員長 水 島 美喜子 君
委 員 是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
鈴 木 伸 之 君
中 道 博 武 君
沢 田 広 志 君

副委員長 高 田 浩 子 君
委 員 石 田 健 太 君
山 下 克 己 君
武 田 真 君
辻 勲 君
小 黒 弘 君
(議 長 多比良 和 伸)

○欠席委員（0 名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長 飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長 板 垣 喬 博
砂 川 市 監 査 委 員 中 村 一 久

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副 市 長 井 上 守
総 務 部 長 三 橋 真 樹
兼 会 計 管 理 者
総 務 部 審 議 監 安 原 雄 二
総 務 課 長 岩 間 賢 一 郎
市 長 公 室 課 長 遠 藤 和 也

政策調整課長
 DX推進課長
 会計課長
 市民部長
 市民生活課長
 税務課長
 保健福祉部長
 社会福祉課長
 子育て支援課長
 兼子ども家庭センター所長
 介護福祉課長
 ふれあいセンター所長
 子ども通園センター所長
 経済部長
 商工労働観光課長
 商工労働観光課副審議監
 農政課長
 建設部長
 土木課長
 都市計画課長
 建築住宅課長
 病院事務局長
 兼附属看護専門学校事務管理者
 病院事務局次長
 兼医師診療支援室副審議監
 兼附属看護専門学校副審議監
 病院事務局審議監
 兼管理課長
 管理課副審議監
 経営企画課長
 経営企画課副審議監
 医事課長
 地域医療連携センター副センター長
 兼がん相談支援センター副センター長
 教育研修センター副センター長

安武学
 渡部秀樹
 谷口昭博
 堀田一茂
 伊藤修一
 齊藤史憲
 畠山秀樹
 谷地雄樹
 作田哲也
 斉藤亜希子
 佐藤哲朗
 東海林孝
 野田勉
 阿部範明
 櫻田哲也
 奥山雅喜
 斉藤隆史
 中本和幸
 馬場修二
 岡康裕
 朝日紀博
 為国泰朗
 倉島久徳
 和田忠成
 堀下直樹
 阿部雅和
 川端祥子
 大坂衣里
 森田康晴

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教育次長

玉川晴久

指導参事	神島亘基
教育委員会技監	徳永敏宏
学務課長	早川浩司
学校再編課長	篠崎強
社会教育課長	名久井淳
兼公民館長	
スポーツ振興課長	小島武史
図書館長	工藤雅子
学校給食センター所長	上山哲広

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監査事務局長	下道くみこ
--------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	三橋真樹
選挙管理委員会事務局次長	岩間賢一郎

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農業委員会事務局長	野田勉
農業委員会事務局次長	奥山雅喜

7. 本委員会の事務に従事する者

事務局長	安武浩美
事務局次長	越智朱美
事務局係長	野荒邦広
事務局係長	佐々木健児

開会 午前 11 時 04 分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には水島美喜子委員、同副委員長には高田浩子委員を指名します。

休憩 午前 11 時 04 分

〔委員長 水島 美喜子君 着席〕

再開 午前 11 時 06 分

○委員長 水島美喜子君 本日の委員会に一般傍聴の方から委員会傍聴の申出がございました。このことについて許可することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 06 分

再開 午前 11 時 08 分

◎開議宣告

○委員長 水島美喜子君 直ちに議事に入ります。

○委員長 水島美喜子君 本委員会に付託されました議案第 1 号 令和 7 年度砂川市一般会計補正予算、議案第 2 号 令和 7 年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第 3 号 令和 7 年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第 4 号 令和 7 年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算の 4 件を一括議題といたします。

お諮りします。審査の方法としては、まず一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて地方債補正、歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入、歳出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、初めに議案第 1 号 令和 7 年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

11 ページ、第2款総務費、第5項統計調査費について質疑ありませんでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、12 ページ、第6款農林費、第1項農業費について質疑ありませんでしょうか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、第6款農林費、1項農業費、2目農業振興費でありますけれども、畑地化促進事業補助金というところで、先ほど議場で総務部長から提案説明があったわけなんですけれども、もう少し詳しく詳細について伺います。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 詳細についてということでございますけれども、このたびの補正ですが、畑作物の国内需要が高まっている中、需要の高い野菜や大豆、小麦、ソバなどの畑作物の増産のため、水田を畑地化して畑作物の生産をする農業者に対しまして円滑な移行を促すために国が支援をするものでございます。全額国費で道を通じて補助するものであります。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 というところで、補助のことが分かりました。これに関しては、先ほども土地改良区というようなお話が総務部長からもあったわけなんですけれども、農家さんから申請等は行われた上で流れとして補助金が交付されるというような流れになっているのでしょうか。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 農業者の方からは、2月に畑地化を希望する旨を砂川市農業再生協議会に申出をいただいております。それから、6月に農業者の方から畑地化を希望しますという、水田ですね。そちらの水田の位置等を農業再生協議会に申請をいただいております。我々は7月に現地確認を行う流れになってございます。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 というところで現地確認を行ったということが分かりました。

ということは、もう農家さんにとっては申請もしてあるし、お金の負担もないというような理解でよかったのでしょうか。伺います。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 先ほどご答弁申し上げましたけれども、農家さんにとりましては畑地化を希望する水田を指定しまして、砂川市農業再生協議会に申請をするのみとなっております。国からの補助ですけれども、農業者を介さずに国から道、道から市、市から農業再生協議会、農業再生協議会から土地改良区に補助、決済金が支払われますので、農家さんの手間にはならないと考えております。

○委員長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、13ページ、第7款商工費、第1項商工費について質疑ありませんでしょうか。

小黑委員。

○小黑 弘委員 活性化プラザの管理委託料についてなんですけれども、先ほど提案説明がありましたけれども、活性化プラザの受変電設備等の更新というお話だったんですけれども、ちょっと具体的に話していただけますか。

○委員長 水島美喜子君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 具体的にというようなお話でございます。

キュービクル式高圧受電設備及び埋設高圧ケーブルにつきましては、平成3年に開館した当時から設備されたものでございまして、法定耐用年数が15年程度のものがございます。こちらについても既に34年が経過しているものというところがございます。老朽化が基本的には顕著になっているもの、そして今年5月に法定の年次点検がございました。点検をした際に再稼働しない、再起動しないといったところの一時的な不具合が生じたこともございまして、こちらについては今後もう一度回復する見込みが次に生じたときに不可能であるという可能性も含めて更新のタイミングであろうと。そして、併せて高圧ケーブルにつきましても法定年数につきましては20年のものなんですけれども、これについても先ほど申し上げたとおり34年経過しているというところもありまして、いろいろ今後不具合が生じるものという認識の下、更新すべきものという判断で予算をつけさせていただいたところでございます。

○委員長 水島美喜子君 小黑委員。

○小黑 弘委員 もう少し詳しくというのは、そのキュービクルで何とかかんとかというそのものが分からないんです。

それで、この市債が防災関係の市債になっているので、そこも併せてもうちょっとそちらの詳しい説明をお願いします。

○委員長 水島美喜子君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 キュービクルというのが高圧の受電設備という、その規模が若干小さいものでございまして、その箱の中に開閉器とか、変圧器とか、制御装置とか、その他もろもろのものが入っていますと、それが一括収容されているものです。個別にそれぞれの機能を果たしているところなんですけれども、その部分の先ほど申し上げたところの遮断機といったところが電気を一旦止めて、そして復活させるに当たってそこが通常起動しなかったというところをもって、それが今回の更新の理由の一つになっているところであるんですけれども、そして、かつ事業債の部分だったかと思うんですけれども、その予算の部分につきましては秋頃に予定しておりますが、指定避難所に砂川ハイウェイオアシス館を予定しているところがございます。こちらの部分について、防災インフラの整備を行えるように創設された地方債として緊急防災・減災事業債を適用させ

てというところを予定しているところでございます。

○委員長 水島美喜子君 小黒委員。

○小黒 弘委員 いわゆる電気設備の大事なところが老朽化のために駄目になってしまったので、交換すると。市債に関しては、上手にいいメニューを取ったということのようですね。

それで、たしか先ほどの説明でいうと34.8%の負担が市ということのようですねけれども、これは何かの決まりがあってこうなっているのかどうかお伺いします。

○委員長 水島美喜子君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 34.8%の割合の件でございます。

こちらについては、砂川市の持分としまして34.8%といったところございまして、砂川ハイウェイオアシス館の残りの65.2%につきましては、ハイウェイオアシス観光さんの持分でございますと。その持分割合に応じた負担割合として34.8%といったことになりまして、その支払いの方法につきましては管理委託費というものをハイウェイオアシス館で指定管理いただいている事業者になっておりますものですから、その部分で委託料の一環として増額した上で管理費として支払いをさせていただく予定となっているところでございます。

○委員長 水島美喜子君 小黒委員。

○小黒 弘委員 2階部分の活性化プラザは市のものですよね。ということは、その最初の段階である程度こういうことが起きたときには、一定の割合でというような契約か何かがあった上での話なのかどうか、その辺を教えてください。

○委員長 水島美喜子君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 持分の負担案分についての契約関係があったか否かの件かと思われましても、こちらにつきましてはもちろん共用部分といったところの考え方としまして負担案分すべきもの、事今回に関しましては機械室に係る部分でございます。こちらについては、どちらの持分でもなく共用部分といったような形で、こちらに係る改修費等につきましては、当初から費用負担を双方ですというような形で契約的なことをさせてもらっているところでございます。

○委員長 水島美喜子君 小黒委員。

○小黒 弘委員 一遍に答えてくれるとこんなに何回も聞かなくて多分済むと思うんですが、そのものによっていろいろな取決めがあるのかどうかなんです。もうちょっと全体的に統一的に分かりやすく説明はできるものなんでしょうか。

○委員長 水島美喜子君 副市長。

○副市長 井上 守君 ちょっと私からご説明します。

キュービクルの問題は解決したと思いますけれども、これまで1階部分は中央バスの観光の部分が持っていますけれども、2階は市の持ち物ということで、その持分からいうと

2分の1ずつになるんですけれども、これまでも共用部分の考え方につきましては総体の面積案分ということでやっているのが答えは34.6%ですか、というのが面積案分ということになっていますので、外壁を最近やっていますけれども、その部分ですとか防災関係のものについては、あとLED関係もその案分でやっております。

それで、本来は年度当初の中で予算要求をしながら議論をするところなんですけれども、なかなか民間さんも、民間さんという言い方がいいか分かりませんが、使えるものは使うというところ、ここまできております。平成3年4月にオープンしていますので、34年たっていますので、これ以上やるともう先ほど言った電源が上がらないとかということもありますので、今回年度の途中の補正となつてございますので、こういった財源を私どもは緊急防災・減災事業債を活用しながらできたので、よかったんですけれども、これが一般財源となりますと非常に大きな費用負担になりますので、これをどうやって払っていくのかというのはまた別な議論になりますが、今回はそういった形でできたので、よかったなと思ってございます。

○委員長 水島美喜子君 黒委員。

○黒 弘委員 今副市長おっしゃったような心配をするんですよね。平成3年度以降ということだったら本当にもう大分たってきているんで、ここがくるということはほかのところのくる可能性もあるのかな、くるというのは悪くなる可能性もあるのかなという心配です。共用部に関しての34.8という最初からの取決めじゃないような、最初からの取決めなんですか、その共用部に関しては。ちょっとそこを確認させてください。

○委員長 水島美喜子君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 改修に当たって10年ぐらい前、平成28年、29年といったところで共用部分の改修が必要な箇所が当時出ております。屋根や外壁、そしてトイレ等の改修といったところが当時あったところでございます。こちらにつきましては、当時負担案分につきましては登記面積の割合に応じて案分していたというような経緯がありまして、そこがスタートだったというところの資料、書類の確認を取りますとそういう状況でございました。それが今時点で34.8%になったのは、実際の北海道の都市公園条例だったと認識しておりますけれども、そこに係る面積割合といったところの減免対象とか、そういったところの必要な費用案分についての割合が決められたのが29年度以降に発生したものの改修については現時点での34.8%の割合を負担するというような約束事になって運用させてもらっているところでございます。

○委員長 水島美喜子君 副市長。

○副市長 井上 守君 答えは同じなんですけれども、例えば2階の何かをやるとなると私どもの持分があるので、これは2階、キッズルームをやるときも全部費用負担しております。

それで、28年という話ありましたけれども、私も28年のときに、もうそのとき財政

担当しておりましたけれども、議員さんでおられる山下さんも当時担当されていたのかと思いますけれども、率の取決めは共用部分についてはこの面積案分の数字を使うというのが慣例といたしますか、当時から修繕は出てきていますので、それ以降やったものについては、共有部分についてはこの数字を使うと。ただ、実際に例えばその損傷のあった部分で一番どれが使うんだとかという部分については、これからもその都度その協議をしていかなければならないんですけれども、こういったような高圧受電を全部一括で受けるものについては、こういった案分でやっていくのが一番ベターなのかなという思いでございます。

○委員長 水島美喜子君 黒委員。

○黒 弘委員 その部分は分かりました。

先ほどは、これ結構な、市の部分が34.8%で2,200万円ほどなので、全体からすると1億円はいかないけれども、近い金額になるのかなと思うんですね。それで、工事の事業者はハイウェイオアシス館の発注と言ったのかな、そちらの関係だとおっしゃったと思うんですけれども、そこは実際そうなのかどうか確認をさせてください。

○委員長 水島美喜子君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 今おっしゃっていただいたとおりでございますが、費用負担につきましては請負業者は中央バスさんというか、砂川ハイウェイオアシス観光株式会社さんをお願いをした形で請負を、発注工事をしていただくことになっております。

○委員長 水島美喜子君 黒委員。

○黒 弘委員 本当は2分の1の市の活性化プラザがあって、その共用部ということであるならば、いや、この事業者さんが地元の業者さん使ってくれるのかどうか分かりませんけれども、できれば地元の業者さんがやってもらえるといいというのは市議としての立場ですよね。その辺のところはどうなんでしょうか。決まっているのか、まだ決まっていないのか分からないんですけれども、中央バスの業者さんならいっぱいあるんだろうなとも思うので、そういう点はどうかお伺いします。

○委員長 水島美喜子君 副市長。

○副市長 井上 守君 私ばかり、ちょっと先に手を挙げさせていただきましたけれども、28年のときの修繕もたしか、どなたかは忘れましたけれども、同じようなというか、同様の意見といたしますか、質問されてございます。当然公共事業ですので、市内の事業者というのが一番ベターなんですけれども、システムのものを知っているのが、中央何とかさんというところがやはり建物の管理を1年間していただいていますので、そういった方たちがやるほうが一番早く、しかも安価だということもございますので、そういった部分についてはお任せするしかないのかなと思っていますし、市内の業界が入っていくというのはちょっと難しいのかなと。同様に、あそこの建物の管理の中で例えば除雪であるとか、市道の高速の入り口の時間の開閉とかという部分も一手に総合的に受けてもらっていますので、建設部で市道の管理、高速の入り口の除雪も同一の業者に実施していた

だいていますので、なかなか市内の業者が入っていくというのは難しいのかなとは思って
ございます。

○委員長 水島美喜子君 小黒委員。

○小黒 弘委員 その中央何とかというの、今副市長が言ったのが気になるんだけど、それはメンテの会社なのか、私は先ほど案分しているのは中央バスの何とかという、何でも何とかだな、ハイウェイオアシス館を経営しているところと思ったわけですよ。だから、そうだとすれば何でもそこが直結で仕事を引き受けなければならないのかとふと思うわけですよね。案分している対象は砂川市と、それから中央バスのところでしょ。同じ中央というのが出てしまっているけれども、今ハイウェイオアシス館を運営しているのは要するに民間事業者でしょう。でも、そこは工事と直接関係しているところではないわけじゃないですか。つまり発注者なんでしょう。だとすれば、その発注者を決める段階で市だって34.8%あるし、全体としては2分の1の権利というか、市のものなわけですよ。だとすれば、やはり私の立場からすれば、できれば市内の事業者がこの1億円に近い仕事の流れてもらえれば、これはいいなと率直に思うわけです。どうしてそうならないのかというのを伺います。

○委員長 水島美喜子君 副市長。

○副市長 井上 守君 今回の予算は管理委託料ということで予算計上させていただいていまして、指定管理の中の事業ということでどうしても仕切りをしなければならないということでございますので、これは28年のときにも別途例えば外装というんですか、そういった形の工事請負という形ではなくて、管理委託料の中で事業をしてもらっていますので、そういった部分についてはなかなか別途頭出しは難しいのかと思います。これが頭出しが別なものであれば、今委員さんが言われるような方法は新年度予算ではあろうかと思えますけれども、今回については年度途中でございますので、管理委託料の中で仕切りをするというようなことでございます。

○委員長 水島美喜子君 小黒委員。

○小黒 弘委員 何か副市長とやり合っている感じがあるんですけども、もう今になったらしょうがない、そちらを向きますけれども、たまたまこれが管理委託料ということだからというようなお話だったんですけども、それこそ平成3年度からということになれば、まだまだいっぱいこのメンテナンスなり、それから修理なりが出てくると思うんですよ。それによつては、つまり仕事の内容によつては地元の事業者も関わっていける可能性があるものなのかどうか。もう全部あそこのものは、いわゆる管理委託料という名目の中で地元の事業者は入っていけないと考えたほうがいいのかどうか。ちょっと質問が広がってしまいましたけれども、これ最後にしますので、お答えいただきたいと思います。

○委員長 水島美喜子君 副市長。

○副市長 井上 守君 今回の補正予算に関連してということで、そういった意味でちょ

つとご説明させていただきます。

幅広なご質問になってなかなか言いにくいんですけども、提案したときもちょっとお話をしていますけれども、年度途中の点検の中でこういった不具合を発見したので、これが長期間にわたって使えないことがあってはいけないという観点から補正予算で年度内に直すというようなことでございます。それで、一番いい方法は何かというような中で、今管理委託料の中で、指定管理の中で直していくというのが今回の取決めでございますけれども、これらのほかにやはり平成3年4月に開設した施設でございますので、相当老朽化しておりますが、幸いにして外壁はきれいに塗り直しているというのがありますので、もうちょっともつのかなと思います。ただ、一方で子どもの国からのエントランス部分ですとかというのは、非常に雨の日は滑るというような状況もございますので、そういった部分であればどういったところのエントランスが駄目だとかというのは、やはり2階に直結しているのでというようなことであれば、その都度審議しなければならないと思いますので、それについては将来のことですので、ちょっとこの予算から離れますけれども、これについては十分な議論はできるのかなと思ってございますので、ただ、今ここでお約束ができるものでもございませんので、その都度協議をしていきたいと思ってございます。

○委員長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、14ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金について質疑ありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、4ページ、第2表、地方債補正について質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。7ページから10ページまで質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 令和7年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 令和7年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 令和7年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 水島美喜子君 以上で本委員会に付託されました議案第1号から第4号までの

各議案の審査を全て終了いたしました。

これで予算審査特別委員会を散会いたします。

散会 午前11時40分

委 員 長